月刊　企業再生サポート情報　No.０２１

2011.12.06

はじめに

平成23年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案：平成23年１月25日国会提出）は、平成23年６月８日に行われた民主党、自民党及び公明党の３党の幹事長及び政調会長の合意により、２本の法律案として平成23年６月10日に国会に提出されました。

これら２本の法律案のうち「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」は、平成23年６月22日可決・成立し、６月30日に公布されました。また、残りの法律案である「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中修正」は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」とともに、いわゆる「復興財源確保法」として平成23年11月30日に可決・成立し、同年12月２日に公布されました。

そこで、本稿では、復興財源法のうち、法人税について主な改正内容の概要について、解説することとします。

１　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律中修正

当初１月25日に提出された法律案から、法人税及び納税環境整備（題名及び目的の改正、納税者権利憲章の作成並びに新たな税務調査手続の追加に係る規定の削除すること）以外の改正項目（例：所得税法及び相続税法関係）が削除等されることとなりました。

そこで、法人税における主な改正項目は、次のとおりとなります。

①国税と地方税を合わせた法人実効税率を５％引き下げること。

②上記①により、国税の法人税率を25.5％（改正前：30％）に引き下げること。

③中小企業者等の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される軽減税率を15％（改正前：18％）に引き下げること。

④平成24年４月１日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率（1／耐用年数）を2.0倍した数（改正前：2.5倍した数）とすること。

⑤青色欠損金等の繰越控除制度における控除限度額について、繰越控除前の所得の金額の80％相当額とする。中小法人等については、現行の控除限度額を存置すること。

⑥青色欠損金等の繰越期間を９年（現行：７年）に延長すること。

⑦法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を９年（現行：７年）とすること。

⑧上記⑦に伴い、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を９年（現行：７年）に延長すること。

⑨貸倒引当金の適用対象法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定すること。

⑩一般の寄附金の損金算入限度額について、資本基準額と所得基準額との合計額の４分の１（現行：２分の１）相当額に引き下げること。

２　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税額に対して10％の時限的な付加税が３年間課税されることとなりました。

この付加税は、上記１の改正（法人実効税率の引下げ＋課税ベース拡大）の実施とセットで行われることとなるため、法人税の税率は30％（現行）の税率を4.5％引き下げた上、28.05％（改正後）で実施されることとなります。

お問い合せは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

Ｂ．Ａ．Ｃ『企業再生・整理・再起』支援チーム　http://kigyo-saisei.seesaa.net/

リスクカウンセラー　細野孟士／中小企業診断士　佐々木文安／弁護士　安達一彦
司法書士　星野文仁／司法書士　原内直哉／社会保険労務士　川端重夫／税理士 宮森俊樹